

加茂市内の事業主の皆様へ 加茂市リモートワーク等支援事業

新しい生活様式・感染症対策の強化のために新たにリモートワーク等を導入する事業者に対し、設備等の購入にかかった経費を支援します。

【対象者】

- * 加茂市内に主たる事務所又は事業所を有する中小企業者（中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者）。
- * 加茂市暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に該当しないこと。
- * 市税等を完納していること。
- * 国、県等が行う同様の支援制度を受給していないこと。

【補助対象経費】

令和3年4月1日から令和3年9月10日までに支払った次の経費（別紙参照）

- (1) 設備導入費
- (2) 環境整備費
- (3) その他リモートワーク等の導入に必要と認められる経費

※パソコン、タブレット等の購入費やソフトウェアの更新料は対象外
リース料、使用料、賃料は3か月を限度として補助
ネット環境の導入の契約・工事は事業所に導入したものが対象

【補助金額】

- ・ 補助対象経費の5分の4以内。千円未満切り捨て。上限金額20万円。
 - ・ 申請は1事業者につき1回限り。
- ※消費税及び地方消費税額は対象経費に含めない。

【必要書類】

- ① 加茂市リモートワーク等支援事業補助金交付申請書兼実績報告書
- ② 領収書などの写し（日付、品目、金額がわかるもの）
- ③ 設備を導入したことがわかる写真（全体写真）
- ④ 補助金の振込先口座が確認できる預金通帳などの写し

【申請期間】 令和3年4月1日(木)から令和3年9月30日(木)まで

＝ 申請先・お問い合わせ先 ＝

加茂市商工観光課 商工振興係 TEL：0256-52-0080（内線132）

(別紙)

リモートワーク 対象設備

設備費	設備購入費	WEBカメラ、マイク、ヘッドセット、ディスプレイ、ルーター、スピーカー、HDD・SSD、パーティション、バックスクリーン等
	使用料	共有ソフト、通話ソフト、セキュリティソフト、勤怠管理、業務管理ソフト等のソフトウェア
	設備リース、レンタル料	パソコン、タブレット、スマートフォン等や上記設備等のリース料
環境整備費	契約・工事	リモートワーク等の導入に伴うネット環境の導入の契約、工事に関する経費
	賃料	サテライトオフィスの賃料 サーバー等の賃料

※リース料、使用料、賃料の補助は上限3ヶ月分。

※パソコン、タブレット、スマートフォン等の購入費は対象外。

※ネット環境の導入の契約・工事は事業所に導入したもののみ対象。

※サテライトオフィスは市内で借りる場合が対象。(市外オフィスは対象外)

※対象経費以外の経費と混同して支払いが行われている場合で、補助対象経費との支払いの区別が難しいものは除外。